

北海道農政事務所
地方農政局
沖縄総合事務局

関係各位

食料産業局食文化・市場開拓課

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進）に関する対応について

平成30年12月25日に「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）についての対応方針が示されました。

つきましては、事業実施計画策定時における事務の円滑化に向けて、下記のとおり経費の判断基準や積算の簡素化の事例を示しますので、参考にしてください。

また、貴管内の地方公共団体等に対してもこの旨周知願います。

なお、経費積算の簡素化については想定される事例であり、事業者と地方農政局等との間で協議済みの手法により事業実施計画書の積算を実施することは差し支えありません。

記

1 申請経費の判断基準

- ・調味料を含む全ての食材費及び洗剤を含む全ての消耗品費については、申請できる経費とする。
- ・経費の算出は、必要量に時価（事業者が把握した価格）を掛け合わせて行うこととし、必要量が購入する際の最小単位以下である場合は、購入の最小単位をもって必要量とすることができるものとする。

2 経費積算の簡素化の事例

（事例1）食材費

調理メニュー：〇〇、対象人数：〇〇人

肉類：〇〇円、野菜：〇〇円、油脂：〇〇円、その他調味料：〇〇円

（事例2）食材費

調理メニュー：〇〇

1食当たり〇〇円 × 対象人数、1食当たりの単価は・・・（例：昨年度の実績）による。

※ 1食当たりの単価を用いる場合には、第三者が理解できる単価根拠を記載すること。

【参考】

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（平成30年12月25日付け閣議決定）

（13）食料産業・6次産業化交付金

食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。